

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	沖川西地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	北下所地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	高野1号地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	高野2号地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	南下所地区	平成19年3月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路新設事業)	上旦原地区	平成19年3月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井)	本村地区	平成19年3月30日